



2025年10月5日

大会事務局

ブルテン 2025-01 対象：全クラス

カメラ搭載に関する記述の追記

特別規則書 第 52 条 競技車両に関する申請方法と手順について、下記のとおり追加する

※追記箇所は太字・下線にて表記

1. 車両に取り付ける車載カメラの申請は車検時または、次スタート 30 分前までに技術委員長に提出し了承を得ること。申請用紙は事務局から受け取るか、HP からダウンロードし使用すること。詳細は 30 条通りとする。

車載カメラ取り付け許可申告書を提出後、カメラを取り外す、もしくは取り付けしない場合は必ず技術委員長まで申し出を行い、申請の取り下げを行う。

※申請を取り下げる場合は、出走開始の 30 分前までに変更届を必ず提出すること。

車載カメラで撮影した画像はあくまでも個人が楽しむものであると同時に、主催者側から車載カメラ映像を競技判定資料として、提出していただく場合がある。この場合、大会審査委員会側が画像を確認できた場合のみ撮影画像を判定資料とする。

1) 取り付け注意事項

- (1) **カメラ本体は、ボルト(直径 5mm 以上を推奨)とナットでしっかり固定しゼッケンナンバーを隠さず、安易に脱落しないように強固に固定すること。**
- (2) **ボルト、ナットで固定できない特殊なカメラを取り付ける場合、事前に技術委員長に確認すること。固定に不備があった場合は取り外す場合がある。**

2) 車載カメラペナルティ規定

- (1) **車載カメラ取り付け許可申請書を車検に提出せず競技に参加した場合。**
- (2) **車載カメラ取り付け許可申告書を提出したにも関わらず、車載カメラを取り外すもしくは、取り付けしないで競技に参加した場合。**
- (3) **競技中、取り付けの不具合により車載カメラが脱落した場合。**
- (4) **指定外箇所へ車載カメラを装着した場合。**